＜加算点設定の詳細＞

契約番号:2024000953　件名:補下9号　緑苑処理分区管渠布設替及び更生工事（その2）

※　特に記載が無い限り、代表構成員に係る実績等を評価します。

○施工能力

評価項目		評価内容	評価基準	評価点
工程管理	安全対策	事故等防止の喚起と客観的指標で安全対策の実施可能性を評価	過去に労働安全衛生分野表彰歴があり、かつ直近3か年度に各務原市からの工事事故等による入札参加資格停止措置なし ・安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣・岐阜労働局長表彰 ・厚生労働省労働基準局長が行う建設事業無災害表彰（岐阜県内工事に限る） ・厚生労働省労働基準局長が発行した無災害記録証	2.00
			過去に労働安全衛生分野表彰歴なし、かつ直近3か年度に各務原市からの工事事故等による入札参加資格停止措置なし、若しくは過去に労働安全衛生分野表彰歴があり、かつ直近3か年度に各務原市からの工事事故等による入札参加資格停止措置あり	0.00
			過去に労働安全衛生分野表彰歴なし、かつ直近3か年度に各務原市からの工事事故等による入札参加資格停止措置あり	▲ 2.00
品質管理	環境配慮	ISO認証取得の状況	ISO9000S並びに14001認証取得済	2.00
			ISO9000S又は14001認証取得済	1.00
			取得なし	0.00
			小計（満点）	4.00

○企業能力

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
工事成績評定点	直近3か年度の工事成績評定点の平均点 対象工事:各務原市発注の土木一式工事	平均点が75点以上	2.00
		平均点が74点以上75点未満	1.50
		平均点が73点以上74点未満	1.00
		平均点が72点以上73点未満	0.50
		平均点が72点未満又は実績なし	0.00
同種工事施工実績	直近15か年度の施工経験の有無 土木一式工事で元請としての施工実績	土木一式工事で元請として請負金額8，000万円以上の施工実績のあるもの	4.00
		土木一式工事で元請として請負金額4，000万円以上の施工実績	2.00
		実績なし	0.00
		小計（満点）	6.00

注）・記載事項の基準日は技術資料の提出期限日とする。
・工事成績評定点における直近3年間は、令和3年・令和4年・令和5年度の3か年度とし、工事の検査を受けた日を基準日とする。
・共同企業体（JV）で施工した工事の成績評定点については、代表構成員のみ評価の対象とする。
・同種工事の施工実績は、平成21年度以降の公共工事（国、県、各市町村、独立行政法人）を対象とし、完成し引渡しが済んでいるものに限る。
・共同企業体（JV）での工事施工実績については、各構成員の出資比率で按分した額を請負金額として取扱うものとし、代表構成員だけでなく各構成員についても評価の対象に含むことができるものとする。

○配置予定技術者の能力

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
同種工事施工実績	直近15か年度の施工経験の有無 土木一式工事で元請としての施工実績	土木一式工事で元請として請負金額8，000万円以上の施工実績のあるもの	2.00
		土木一式工事で元請として請負金額4，000万円以上の施工実績	1.00
		実績なし	0.00
保有資格	主任(監理)技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士又は1級建設機械施工技士又は技術士（総合監理部門（上下水道）又は建設部門又は上下水道部門）	2.00
		2級土木施工管理技士又は2級建設機械施工技士	1.00
		上記以外	0.00
年齢等	主任（監理）技術者、特例監理技術者又は現場代理人の年齢等	満30歳未満若しくは女性	1.00
		満30歳以上40歳未満	0.50
		満40歳以上	0.00
		小計（満点）	5.00

注）・配置予定技術者として複数人（最大3名を限度）の候補技術者を申請することもできるが、技術者を評価する過程においては、資格・実績等が一番低いと判断される者で評価する。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置できなくなったときは、入札してはならず、技術資料を提出した者は、直ちに入札辞退を行うこと。

他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、各務原市競争入札参加資格停止措置要綱に基づく資格停止を行うことがある。

ただし、複数の案件で入札日が重複する場合については、開札後、事後審査資料提出までに、当該工事以外の他工事の落札候補者となったことなど、やむを得ない事由により配置予定の技術者を配置する事ができなくなった場合は、直ちに書面により辞退届を提出すること。なお、この場合は、この辞退届を理由として参加資格停止など不利益な取扱いを受けるものではない。

・同種工事の施工実績は、平成21年度以降の公共工事（国、県、各市町村、独立行政法人）を対象とし、完成し引渡しが済んでいるものに限る。

・共同企業体（JV）での工事施工実績については、各構成員の出資比率で按分した額を請負金額として取扱うものとし、代表構成員だけでなく各構成員についても評価の対象に含むことができるものとする。

・年齢等の確認書類は、健康保険証、マイナンバーカード、パスポート等年齢もしくは女性を証明する書類の写し

・「主任（監理）技術者又は特例監理技術者を兼ねない現場代理人」のうち、「満30歳未満若しくは女性」及び「30歳以上40歳未満」で評価する場合の現場代理人は、本件の入札参加資格確認申請書の受付最終日以前に3か月以上の恒常的な雇用関係にある者であるとともに、各務原市建設工事現場代理人常駐緩和基準によらず、他工事との兼務を不可とする。また、落札者が現場代理人を変更する場合、同等以上の技術評価となる者以外への変更は認めない。

○地域要件

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
ボランティア活動	直近1か年度の活動の有無	各務原市内での実績あり	2.00
		実績なし	0.00
消防団活動	各務原市の消防団に所属しているかの有無	複数名の所属あり	2.00
		1名の所属あり	1.00
		所属なし	0.00
		小計（満点）	4.00

合計（満点）	19.00

注）・記載事項の基準日は技術資料の提出期限日とする。
・ボランティア活動は、各務原市内において岐阜県、各務原市が主催する社会資本（道路・河川・公園等）に対する除草・清掃・植栽等を企業として行った場合を対象とする。
（確認書類として主催団体の活動実績証明、表彰状又は感謝状等の写しを添付すること（活動実績証明書等の宛名が入札参加者以外の団体名となっている場合は、入札参加者が当該活動に参加したことを、活動実績証明等を受けた団体が発行した証明書））
・消防団活動の確認書類としては、各務原市の消防団に所属する消防団員であることが確認できる書類とする。（確認書類は、任命書、在団証明、市長名による功労（功績）状または記名されている消防団手帳の写し及び雇用関係の確認できる書類（健康保険証等）の写し）
・加算点は20点とし、各項目の合計を加算点の満点（19点）が20点になるように換算する。